

# メタバース税務署が必要？

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

5月の連休中にメタバース（仮想空間）を体験してみた。サンドボックスというプラットフォームでは、様々なキャラクターたちがゲーム、アートオークション、コンサートなどに参加、会話を楽しんだり、ユーザーが作成した様々なアイテムが、独自のトークンにより取引されていた。今や1日中そこで過ごすユーザーも増えているという。

体験を思い立ったのは、筆者が参加している文化庁の審議会で、今後の文化芸術活動の目玉の一つとして、NFTアートの事業環境の整備が議論されており、取引の実態を見たいと思ったからである。NFT（Non-Fungible Token、非代替性トークン）というのは、ブロックチェーンを活用して、デジタルアートや音楽などを「本物」を認証させる技術である。これをデジタルアートと組み合わせ、メタバース空間や特定のプラットフォームで売買する。すでに、デジタルキャラクターのドット絵が8億円で売れたり、Twitterの元CEOジャック・ドーシーの初ツイートが3億円で販売されたり巨額のマネーが動いている。

文化庁が肩入れする理由は、経済的に恵まれないクリエイターにとって、自らの作品を

ユーザーに直接販売できるNFTアート市場の拡大が活躍支援につながるからだ。

GAFに代表される巨大プラットフォームがユーザーを囲い込んでいる世界はWeb2.0と呼ばれるが、ブロックチェーン技術によってもたらされる世界はWeb3.0と称され、管理者のいない分散型の技術によりユーザー同士が直接つながる自律的な世界に変わるという。もっともそれは究極的な姿のことで、現実には、売買や仮想空間のためのプラットフォームは存在し、それぞれのネットワークには管理者がいる。そこにGAFの巨大な資本がなだれ込むことも予想される。

課題は山積している。すでに現実のビジネスが行われているにもかかわらず、NFTはわが国の法令上定義されておらず、会社法制や金融商品取引法、さらに税制の取り扱いが明確でない。業界団体の「NFTビジネスに関するガイドライン」では「NFTの性質・仕組み・用途、・利用する事業やサービスの内容等を踏まえ、法令や監督官庁が公表するガイドライン等に照らして、各会員企業に個別具体的に検討していただく必要があります」とされている。

また自民党有志議員の作成した「NFTホ

---

「ホワイトペーパー」には、ブロックチェーン技術をもとにしたデジタル経済圏の構築される中、わが国政府が法制度や税制を早急に整備することが提言され、業界からは規制緩和や税制優遇の要望が出されている。

悩ましいのは、次のような点だ。ブロックチェーンの目指すのは管理者のいない自律分散型のネットワークで、中核をなす暗号資産に発行主体は存在しない。一方法律や税制は国家主権という集権システムの下に形成されており、双方は本来的に折り合いが悪い。

とりわけ税金の世界はそうで、納税者が正確に申告をしてもらうには、きちんと所得計

算できる仕組みと、それを担保するための税務当局による情報収集の可能性が不可欠だ。しかし、参加者同士が直接国境を越えて取引（PtoP取引）をするような場合に、NFTやセットとなる暗号資産の取引がいつどこで行われ、どのような所得となるのか、課税当局が入手すべき情報は、運営するプラットフォームからなのかオークションハウスなのか換金する取引所なのかなど多くの未解決の問題がある。

仮想空間に「メタバース税務署」を設置して税務職員を雇い課税するしか方法がない、という冗談が現実になるのだろうか。